

資料NO 3-2

検証委員会における主な意見と県の考え(これまでの意見交換の要約)

検証課題	県議会での主な質問 委員の主な意見
検証の進め方 について	○検証課題について、何に基づいて、どのような視点から、県は取組むべきだったか（手続きをするべきであったか）という、あるべき姿を示してほしい。
	○論点となるのは、県が、本来やらなければならないことを、やっていたのかどうか？ あるべきであったことを行っていないのかどうか？
	○山田町と県との間で、どういったやりとりがあったのか、そこでどういったやりとりをすべきだったのか？
	○県は、山田町に対してどこまで権限があったのか？
	○県の手続きが適正であったのかどうかということについて、近隣の県がどのような取組みを行っているかという実務的な参考情報と比べることが必要。
	○県はどのような態度をとるべきだったのか？○県には責任はないのか？

検証委員会における主な意見と県の考え(これまでの意見交換の要約)

検証課題	県議会での主な質問 委員の主な意見	県の考え
①H23事業計画の審査	○人件費割合が2分の1以上であることが要件であり、それ以外は、事業の経費として全て使用していいということか？	○財産の取得等については制限がかけられているが、事業の内容、何をやるかについては、市町村が新たに企画した事業であることということが条件。その中で雇用を創出すれば、それに対する助成を認める。
①H23事業計画の審査	○いろいろと個別個別の話は議論する必要はあるが、全体的に見るとやはり手続としてはあるべき手続はとられている。しかし、形式審査といってもある程度の審査をする必要があるのではないか？	○市町村の事業計画は、予算編成作業の中で精査され、市町村議会の議決を経て決定され、関係法令の下で適切に執行される。○個別事業については、市町村が委託契約の履行の確保を図り、委託先に対する指導権限は補助金を交付する県には無く、発注者である市町村である。
①H23事業計画の審査・②進捗管理・③完了確認	○東北・北海道の状況を調査した結果は？	○事業計画の審査の方法は本県と同様である。県の審査における判断基準の根拠は、国の事業実施要領、そのQアンドAに基づき、事務実際の処理はチェックリストを整備して、行っている。
①H23事業計画の審査・②進捗管理・③完了確認	○事務処理を行うに当たっての県の基本的な考え方は？ ○委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを県は確認したのか？ ○平成23年度第5回目の異常な事業計画変更をなぜ県は認めたのか？	○市町村自身も適法性であるとか、補助事業としての的確性は確保する、要領等によってそれぞれチェックしながら事業を進めるということを想定しており、そういった信頼を前提にして県としての事務を行っている
①H23事業計画の審査・②進捗管理・③完了確認	○年度途中で市町村に対する検査を行っている県はあるのか？	○年度途中で市町村に対する検査を行っている県は福島県のみである。その検査内容は、規模の大きいものとか、人件費割合が基準ぎりぎりのものであるとか；一定の条件に該当するものを対象に抽的に確認を行っている。○本県の対応は、平成23年度、24年度は、年度中間の9月末の状況を一覧表の形で報告を受け、計画とのずれが生じていないかを確認している。 なお、25年度は、今回の事案の反省も含めて、市町村に中間検査の実施を求め、県は、その実施状況を確認するという形で市町村にその履行の徹底を図るという対応をしている。
①H23事業計画の審査・②進捗管理・③完了確認	○岩手県庁は、大雪りばあねっと。事業が不適切な事業であると、いつの時点で認識したのか？	○明確に認識したのは、24年12月10日、11日。それ以前に強い疑問を感じ始めたのは11月1日付でオール・ブリッジという会社の登記事項証明書を取り、代表者が大雪りばあねっと。の構成員であり、岡田代表の片腕ということがわかった時である。
②進捗管理	○進捗管理についての県の考えは？	○県は、一覧表による事業全体の進捗に計画と大きなずれがないかということを確認しているが、個別事業の進捗管理については、補助事業者に善管注意義務があることから、市町村において委託業務の契約の履行確保がなされているものと、そういう取り組みが当然されるであろうと考えている。履行確保は基本的に市町村に委ねて、県はその確認をするという役割分担である。
②進捗管理	○23年12月、24年3月時点では、事業に適切ではない部分があるのではないかと認識はまだしていなかったということか？ ○県は12月と3月に指導したときに重大な危機感を持たなければならない。	○会計処理に不備があるということ認識はしていたと思う。法人の行い自体に問題があるというよりは、事業はいいのだが、会計処理をもう少しきちんとやってほしいという感覚で捉えていた。24年12月に指導に行った際は、具体的に事業実施内容を検査するというよりは、事業規模も大きいので、当然将来的に会計検査の可能性もあるし、そういった書類上の整理もきちんとやらなければだめですよという、そういう意味合いの指導であった。
②進捗管理	○資料15、24年の3月16日の復命書の裏面のほうで、かなり具体的に課題というか、問題点を指摘しているが、この時点でもまだ岩手県庁としては正確には認識していなかったのか？	○今回の破綻に結びつくような悪質な内容という認識はなかった。役場にこういった内容での指導事項があるので、しっかりその辺の履行指導をお願いする伝えてあり、そういった中で改善するものだろうと考えていた。
②進捗管理	○幾つか兆候はあったと思うが、チェック足りなかったという部分は具体的にはないのか。何で最終的に破綻までわからなかったのか	○さまざまな会計処理の不備について指摘をしているが、その後、年度末と補充も含めた完了検査の帳票確認の中で、最終的には整理されたものを見た。関係書類が整理され、支出一覧の裏づけとなる領収書類があったので、日常的な管理がちょっとおろそかだということ、そういう認識でいた。
②進捗管理	○補助事業であり、事業主体が市町村であること、市町村の自治事務であること、ということに対して、補助権者はどこまで介入するのか？	○県の基本的考え方として、事業のルールに違反が無ければ市町村の事業計画を認める。○県の市町村に対する指導は、国が示す実施要領及びQ&Aの範囲内で行い、事業内容については高い裁量が認められているため、市町村に対し事業に関する詳細な資料や説明は必ずしも求めていない。
②進捗管理	○大雪りばあねっと。事業というのが破綻するまで岩手県庁としては認識していなかったということなのだが、幾つかの兆候があったように思う。そのときに岩手県としてどういう対応ができたのか？	○山田町の災害復興支援事業は、震災復興に直接かかわる事業であること、多数の雇用を創出する事業であること、事業費規模が億単位と大きいこと、から宮古地域振興センターの事業担当者が山田町に助言を行った。○補助金適正化法により、補助事業者である県が間接補助事業者である市町村に過剰に干渉することは禁じられている。

検証課題	県議会での主な質問 委員の主な意見	県の考え
②進捗管理	○あるべき姿というものが平時のあるべき姿としてあり、兆候があったときもそのとおりだけやっていると見えていいのかという視点で見るとどうなのか？	○25年3月13日付け「緊急雇用創出事業の実施に当たり留意すべき事項について」を県と市町村に通知した。今回の事案の反省を踏まえてチェックすべき留意事項の内容を追加した。発生した事象を踏まえて必要な対応を追加していく。
②進捗管理	○他県のやり方と比べて岩手県のやり方がどうだったのかということと、より改善すべき点があるのかどうかということ整理できればよいのか？	○福島県は、規模の大きいもの、人件費割合が基準ぎりぎりのものなど一定の条件に該当するものを抽出して年度途中で市町村に対する検査を行っている。この事例も含め改善事項を検討する。
③完了確認	○完了確認についての県の考えは？ ○県は3月に指導していたが、なぜ、4月になって完了検査が通るのか？ その後に山田町監査委員の監査で同じ指摘がされ人件費未払いなどがあったのは、県のチェックミスではないか？	○その他の経費、人件費以外の経費は、QアンドAの中で説明されており、緊急雇用創出事業というのは、100%実績に基づく支払いということとなっているので、支払い、補助金の対象経費は全て領収書をそろえて出すこととなっており、それを確認する。 ○領収書の確認により計数的なチェックはしているが、この事業における必要性や、旅費の支給が復命書と整合性があるかという書類相互の突合、あるいは支払いの相手先となっている取引相手の調査、そういった取引の相手が信用のおける会社なのか、どういう会社なのかという、そういった調査は基本的には必須としていない。それは、市町村が法令や要領のもとで完了確認をした結果を、県が再度見るということを考えての対応である。
③完了確認	○県は完了確認で未払い金の存在を見つけられなかったのか、ということに対する、県の考えは？	○県は補助金を交付すべき額に見合う支出の実績、領収書を確認しているもので、町も知らない未払い金をその検査で見つけ出すということは不可能だと考えている。
③完了確認	○預金通帳を見れば支払うべき資金が残っていないことがわかったのではないかと、ということに対する県の考えは？	○他県でも、通帳等による支出経歴を確認しているところはない。
④御蔵の湯	○御蔵の湯に関する時系列の概要は？	○24年12月に問題が発覚し、25年3月13日に町から実績報告の提出を受け、それ以降、3月31日までの間に実績確認等の作業を進めて、出納整理期間も含めて最終的に5月24日にこの補助事業に関する補助金の支払い、返還等、一連の手続を完了させた。 ○平成23年度もさまざま気がつかない問題点があるであろうという推定のもとに再度確認作業をその後始め、6月10日に具体的な確認作業に着手して、最終的に25年10月7日にその再確認の結果を山田町に通知した。
④御蔵の湯	○御蔵の湯を補助対象として認めた過程は適正であったか、ということですが、認めたという行為に当たる部分はその審査の過程か、変更契約の過程か、完了確認の過程か？ ○材料費・リースについて、チェックはどうだったのか？	○事業計画書にレンタルリース費というものがあり、この経費の中に公衆浴場のリース料が含まれていた。 ○担当者の見解として、一旦は、補助対象外になるという趣旨を伝え、その後、県からの問い合わせに対する山田町からの回答、説明を受け、宮古地域振興センターの内部で副局長以下で検討した結果、こういった内容であれば緊急雇用創出事業の要件を満たすこととして補助対象とし得ると判断をして、完了確認を終えた。
④御蔵の湯	○震災等緊急雇用対応事業採択チェックリストの下から二つ目に、1件50万円以上の財産は取得することができない、とあり、補助対象外だが、リースあるいはレンタルであれば良い、ということか？	○事業実施要領、厚生労働省が発出するQ&Aがあり、要領上は第15で財産の取得を制限している、Q&Aには、どうしても事業実施上必要な場合はリースあるいはレンタルで対応とあり、リースあるいはレンタルを認めている。
④御蔵の湯	○御蔵の湯に関する補助金返還の理由は何か？	○問題発覚後の調査により、御蔵の湯の整備に当たった建設会社からの聞き取りの結果、NPO法人から発注を受けて建設をしたもので、リース会社の存在については全く承知していない、ということ。従って、リースという取引は存在しなかったという判断をして、御蔵の湯に係る全ての経費を補助対象外とした。
④御蔵の湯	○御蔵の湯が計画に入ってきた経緯は？	○御蔵の湯は、被災者支援事業に関することという項目が追加され、これが無料入浴施設の設置であり、この変更で計画に入ったという説明を町から受け取り聞いている。 1,500万円のレンタルリース費が4,740万になった増額の要因の中に公衆浴場のリース費が入っているという説明である。
⑤H24事業計画の審査	○3月の指導が重要な内容だったのに、24年度の事業を県は何故認めたのか？	○24年度事業を4月1日から実施するため前年度末に手続きを開始している。3月に提出された山田町の事業計画について、実施要領及び交付要領等に合致しているかチェックリストの項目に沿って確認した。○24年3月に山田町に対して事業受託者であるNPOへの指導の徹底を求めたことで、24年度事業中止の必要性は論点になっていない。

検証委員会における主な意見と県の考え(意見交換の要約)

検証課題	県議会での主な質問 委員の主な意見	県の考え
宮古センター ①H23事業計画の 審査・②進捗管 理・③完了確認	いつの時点で山田町の災害復興支援事業、いわゆる大雪りばあねっと事業と言われるものが、創出事業としては不適切というふうに認識をされたのでしょうか	平成24年10月中旬に議員から照会があったということから始まって、その段階から山田町に詳細等について照会をするという作業をしてきました。一方で、11月1日には、局独自でも盛岡地方法務局宮古支局にオール・ブリッジという会社について登記簿を調べるというようなこともやってきて、その段階でオール・ブリッジの代表者が大雪りばあねっとが組織した「災害復興支援隊」の副隊長の橋川さんだということがわかって、変だなということがわかったりした。11月26日と27日に山田町、それから法人に対して聞き取り調査を実施しました。その中で、不明な経費等に関する書類の追加提出を求めると。これが11月26、27日でございまして、そうこうするうちに11月28日には資金が枯渇した。もう事業継続が困難だ。この段階では不適切とまでは断定はしなかったのですけれども、変な事例があるという不信感を、不審だなという感じでした。事業休止以降、いろんな検証作業、精査をした上で、不適切だなと思った。
宮古センター	23年の12月28日と24年の3月16日に復命書という形で、23年の12月のときには山田町と法人と、そしてこの三陸の宮古センターと3者で話し合われていますよね。このときはまだ認識はされていなかったのか	書類が不備だったと、それから経理が非常にずさんだったというような内容の承知、把握はして。是正をすれば、指導すればできるだろうというようなことで、現に23年度事業の完了確認したときには書類はそろっていた。この事業自体が不適切だという認識はやっぱりなかった。山田町が事業主体で、山田町が大雪に委託をするということで、我々は山田町がそれを適切だと認めているということがまず大事なわけで、そういった山田町の実績報告書等に基づいて適切にやられているのだろうというふうなことで解釈していた。
宮古センター	通常はこういう事業に対してこういう指導とかというのはしないのでしょうか	県は、事業主体である山田町に対して指導する。チェックシートに沿って、例えば人件費割合が2分の1以下であるとか、あるいは実施要領で定められている事項に反していないとか、そういったことをチェックして終わり。
宮古センター	もう一回指導内容について改善されましたかという問い合わせというのは普通はしないものなのですか。	結果的に3月16日時点での指導、そういったものが完了確認のときにはできていたということで、認めたものです
宮古センター	24年10月には問題を認識したと。その前の指導とか審査というのは、今考えてもそれは適切なことだった	市町村から上がってきた申請書に基づいてチェックリストを用いてチェックをするということが普通です。
宮古センター	24年3月の完了確認はきちんと県がしたのか	山田町からの委託先であるNPO法人が整理した書類等の書類を突き合わせて調査を行って、契約書とか領収書とか、そういったものは外形上そろっていたので、検査をした
宮古センター		御蔵の湯が、実施要領で禁じている建設土木事業とか、あるいは財産の取得に当たるとはならないかという疑義がありました。それで、山田町に再度説明を求めて、リース事業で認められるという、それから財産形成にも当たらないという判断で、最終的には23年度事業の完了確認を個々の中身まで踏み込んで、問題点のところまで踏み込んで判断をしてお金を支出するという、気がついた点についてはしっかりと検討整理をして対応したということになっております。
宮古センター	23年も24年も同じチェック項目が使われています。つまりずさんな点があったのだったら、もう少しここは項目をふやすとか、あるいは内容を突っ込んでというのがあってもよかったですのかなと思う	ずさんだなとは思ったのですけれども、不適切な事業がされているという認識がなかったということから、そういった改善意識もなかったと。したがって、チェックリストも改善は特にしていない
宮古センター	24年の10月中旬に少しまずいのではないかと認識されたということなのですが、認識された後、どういう対応をとられたのでしょうか	約140人の人たちの雇用先を見つけなければいけないということに注力をせざるを得なくて、なかなか事業費の精査、あるいはお金の使い方の精査ということについてできず、その後、3月末までに山田町との事業費の精査のやりとりをして、それは結果的に詳細については出納整理期間のことしになって、最後は額が確定したわけですけれども、その過程で不適切事案が続々と出てきたので、補助対象外経費とした。

	検証課題	県議会での主な質問 委員の主な意見	県の考え
宮古センター		どこかでチェックなり歯止めがかからなかったのかなというのが、議会でもありましたし、多分一般的な発想だと思う	どこかで歯止めかけられなかったのかという思い、それから報道等でも議会のやりとりなんか、絶対どこかで誰かが歯止めをかけなければいけなかったのではないかと問い、これについてはそのとおり思っていますが、不適切事案だという問題意識がない中でチェックまでできたろうかというのを考えると、それは今だから言えることと思う
宮古センター		特異な法人が出たときに、どうこれから対処したらよろしいのでしょうか	地方公共団体で公金を扱う市町村をまず信頼する立場で仕事をしているので、市町村が自分の事業目的を達成するために、当然に必要な注意義務を払って事業がうまくいくように進捗管理するのだという前提をどうしても持ってしまう
宮古センター		県（宮古センター）としての課題というのは何かありますでしょうか。	今年からは、市町村担当者を集めて説明会をしたり、6月に1回やっていますし、それから年度途中の9月、10月、実際に市町村に事業の実施状況の中間検査に行っています。そういったことで、解釈の違いとか、あるいは実際やっている事業の中身とかについての検査もして、年度末に一気に全部全部検査しなければいけないようなことのないように、あらかじめ今のうちに大体検査をしてしまうというようなことはやっております。
宮古センター		山田町に実際調査に出かけた4月11日から13日3日間で4人行って、延べ12人かけても、全てを完了確認するには十分でない	完了確認でどこまでやればいいのか決まったものはないが、延べ12人かけても十分でないというお話をされるのであればそのとおり。
宮古センター		今後に生かす議論は、どうでしょうか	事業主体である市町村が適切に業務を行えることを県が指導していくという、基本的な切り分け方をした上で、市町村が適切に業務できるようにするために、事業制度の理解を深めてもらう。年度途中での中間検査で、市町村も自分のやってきた事業をもう一回年度途中でチェックする機会にし、解釈とかで誤りがあれば、県と市町村の間で意見調整をして指導する。
宮古センター		心配だから見に行くとか、市町村と事前の相談したとかというのは、ほかに実績はあるのですか	他の市町村については、このような指導等で訪問したという実績はない
宮古センター		12月と3月で復命書を出されていると。特に、翌年の4月の段階で、通常完了確認でよかったのか、通常の事例ではないのだろうかという認識があったのではないかと、だから少なくとも2回は指導していると。特に3月の段階は、もうりばあねっとに直接行って指導しているのに、通常完了確認で済ました	不適切だという認識はないにしても、どうも実務が粗末だという認識についてはみんな共有していた。ずさんなようだからちゃんと指導しておかないといかん、ちゃんと期限までに証拠書類そろえて、ちゃんと計数も合うようにして出すように山田町を指導して、それを山田町がやるものと思っていた。
宮古センター		月額40万円もらっている人は問題ではないかとかという具体的な話も出てくる	4月に11日から13日に行った際に、3月16日の復命に記載されている事項については、一応個別に確認して、その40万云々という話については、給与規程がきちんと整備されているという説明を受けて、その額に合っているよという説明された
宮古センター		問題点は全部解消されたかのような格好にはなっているということですか	示した疑問については、山田町から正式な回答をいただいて、納得し得る形での整備をされてきた
宮古センター		24年度計画を認めるに当たって、より深く見る必要は特に感じなかった	単純に経理が不得意なのだなど、この団体は。だから、役場がちゃんと指導してやらないとだめなのだなどというくらいの認識で。ただ、事業実施そのものが不適切に行われているという認識はなかった
宮古センター		今回の特異な例が次も出てこないとも限らない。2年にわたっているところがやっぱり大きな問題。どうして完了確認がきちんとできなくて翌年認めてしまったのか。対策として具体案は無いか	制度上の、県全体としての共通ルールのつくり方の問題であり、中間検査を行うということも、市町村にやってもらう。そのやったという確認を県としては徹底するという、そういった、市町村にやるべきことをやってもらうことを県として責任を持って一つ一つ確認していく

	検証課題	県議会での主な質問 委員の主な意見	県の考え
山田町		一番最初の指導といたしますか、実態調査というのは、24年の3月26日ということ。	宮古センターさんのほうの担当者の復命書がありますけれども、あのときに指導されていて、それを受けて当時の総務課長が完了検査チェックシートというのを作って、もともとあるやつに補完シートというのを作って、項目ごとに聞き取り、必要な書類の整理を平成24年の3月26日だったと思うのですけれども、その日に実施しております。完了検査に向けてきちんと書類整理しなさいと指導。補助事業が終わったらこうするのですよと、使ったから全部が補助対象になるわけではありませんよと、きちんと補助の目的に合っているかどうかということも完了検査ではチェックされるから、使ったお金丸々もらえるというふうに考えてはだめですよということを当時の総務課長は指導。りばあねっこのほうはわかりましたと、改善しますということをお答えしている。
山田町		県（宮古地域振興センター）の23年12月28日の指導	それをうけて総務課長は1月に宮古センターの担当者のほうを訪問して、いろいろ相談というか、内容について聞いている
山田町		県（宮古地域振興センター）の24年3月16日の指導	こういう指導してきましたと、とても検査できる状態になっていないので、対応をお願いしますねということをおっしゃって、企画財政課がその話をされて、それを町側では総務課のほうに伝えて、総務課長がきちんと事業の要綱とかなんとかをもう一度読み直して、そして完了検査チェックシートなるものがあって、それを補完する意味で、もうちょっと細かい事業ごとに作って、それを持って総務課の職員を従えてB&G体育館のほうに行き、書類のチェックをした
山田町		岩手県と山田町でりばあねっこの情報共有をされましたか	12月28日があって、翌1月11日に宮古センターのほうに行き相談をして、そこも事業の確認とかそういうことを当時の総務課長はしているの、そこまでですね。あと、3月16日にB&Gに行き来ました、まだ全然やっていませんでしたよ、こういうことを指導してくださいねと言われて、3月26日に行き指導をした。あとは、23年度の完了検査を4月11日から13日で企画財政課のほうに受けて、いろいろと大雪りばあねっこの事業に関してはチェックすれば、例えば建設事業と思われるものもあるとか、そういうご指摘をいただいて、5月になってやりとりがあった後に23年度分の補助枠が決定したということです。以降、県と何か協議したということはない
山田町		事業をやっていく中で、おおむねこのとおりに支払っていているなどかという、途中で確認とかはしていたのでしょうか。	中間検査なるものはしていません。25年からは、町としても四半期ごとに中間検査を始めています。
山田町		山田町さんがやっている事業について、県側から指導のような実績というのはどうなのでしょう、頻度というか。	スタートさえ切ってしまうと、あとはそのとおりに進んでいたものなので、途中途中でそんなに指摘されるような問題もなく何年もやってきた事業です
山田町		12月とか3月とかに経理がずさんだとか、対象外があるのではないかとされたのは、今までのなれ親しんだ事業の執行管理からいくと、ある意味異質だったか。振興局がわざわざ来て指導していったというのは、今までにないようなことだったのでしょうか。	そうだと思います。
山田町		24年も事業を申請時に気づきかけみたいなものというのは県もあったのでしょうか。	難しいと思います。立ちどまるチャンスは幾度もあったというふうには言われていますが、結局23年が決着しないうちに24年走ってしまう。まず第1回目の気づきチャンスがあったのは、そのタイミング、今の県のご指導、12月、3月のあたりなのですが、それはもう次の年が既にスタートし始めている時期なので、もっと重大な明確な疑念がなければ、なかなか動かしがたい。140人の人たちの雇用を次の事業の発展がないままにほうり投げるわけにはいかなかったという事情も確かにあった
山田町		将来に向かっての話ですけれども、我々の委員会の役割として、こういった事件、事案を踏まえて、雇用創出事業についてこれから県はどういう取り組みをしていくべきか	大きな事業、結局事業費が大きなものについては、1市町村のレベルに任せずに検査する仕組み、目配りをしていく。同一の目線に立って、同一の検査を億単位とかそういった大きな事業についてはやっていただいてもいいのではないかと